

様式第7号ア（認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成の目標等に関する書類）

（1）大学・学科の設置理念

①大学

本学は通信制課程のみで構成される大学であり、日本唯一の学部学科である共生科学部共生科学科を設置している。

本学の母体である星槎グループは、建学の精神、教育理念、教育目標、共通の理念（星槎の3つの約束）を次のように定めている。

- ・建学の精神：社会に必要とされることを創造し、常に新たな道を切り開き、それを成し遂げる。
- ・教育理念：必要とする人々のために新たな道を創造し、人々が共生し得る社会の実現を目指し、それを成し遂げる。
- ・教育目標：困難な場面において、相手を思い、笑顔と勇気を持って立ち向かう強い心の育成。
- ・共通の理念（星槎の3つの約束）：1 人を認める 2 人を排除しない 3 仲間を作る

これら星槎グループの建学の精神、教育理念等に基づいて、本学では、世代、性別、人種、そして障がいの有無をも越えた、人と人との「共に生き、共に学ぶ」世界、さらには人と自然と「共に生きる」世界の創造に貢献する人材の育成を目指し、専門教育領域として「教育」「特別支援教育」「環境」「国際関係」「初等教育」「社会福祉」「身体表現」「グローバルコミュニケーション」の各分野を展開している。なお、共生科学科において、これら各専門分野を独立あるいは分科せずに「共生」を学ぶ（「共に生きること」を学ぶ）視点に立って各分野・領域を横断的に捉えていく必要があるという教育研究の在り方を重んじて一学科編成にしている。

本学の教育における基本理念は

1. 21世紀に適応する広い知力の育成
2. 心の耕作
3. 課題探求能力の育成
4. 特別支援教育を担う教師等の育成

であり、共生社会の創造に資する人材の輩出を目指している。

これらの人材養成は、共生を基盤とした専門教育領域を中心として実現するため、共生科学部共生科学科は、入学者をその人材養成像に応じて【共生科学専攻】【初等教育専攻】【福祉専攻】【スポーツ身体表現専攻】【グローバルコミュニケーション専攻】の5つの専攻に区分して編成しており、専攻ごとに専攻科目群を設け履修要件を定めている（図1参照）。

専攻の主旨は以下の通りである。

【共生科学専攻】「教育」「特別支援教育」「環境」「国際関係」領域における教育と研究を行う。

【初等教育専攻】「初等教育」領域における教育と研究を行い、初等教育教員を養成する。

【福祉専攻】「社会福祉」領域における教育と研究を行い、社会福祉士受験資格取得を目指す。

【スポーツ身体表現専攻】スポーツを中心とした身体表現における教育と研究を行い中等教育保健体育教員・スポーツ指導員などを養成する。

【グローバルコミュニケーション専攻】地球規模の視野で考え、地域の視点で行動する力を養成し、そのための手段として「英語」を中心とした教育と研究を行い、中等教育英語教員などを養成する。

なお、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」（令和4年12月13日：文部科学省）を踏まえ、学習障害児・者等の指導に関する専門的な知識・技能の修得は学校現場のみならず社会全体の課題であるとともに、とりわけ学校現場においてはすでに教壇に立っている現職教員の資質向上も不可欠であると考え、図2の通り、共生科学科の土台として共生科学専攻科目の一部を全専攻の学生が履修できるように配置した。加えて人材養成像に応じた専攻にとらわれず、広く多くの学生に「共生」の理念とともに特別支援教育に関す

る学びの場を提供できるように、カリキュラム改定を進めた。

また、本学では平成 19 年より特別支援学校教諭の教員養成を行ってきた。教職課程設置当初より、「視覚障害者・聴覚障害者」を含めた 5 領域の特別支援学校教諭免許状（教育領域：視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者）の教職課程を設置する構想ではあったが、本学のカリキュラム上、現在まで実現に至らなかった経緯がある。しかし、平成 19 年から 16 年間にわたって、教員養成の実績とともに本学の学生のニーズやわが国の教育政策の動向を検証した結果、どの学生に対しても特別支援教育に関する知識等は必要不可欠であり、今後の教員養成には欠かせない学び・分野であると判断したため、先述の通り、カリキュラム改定を行った。

図 1

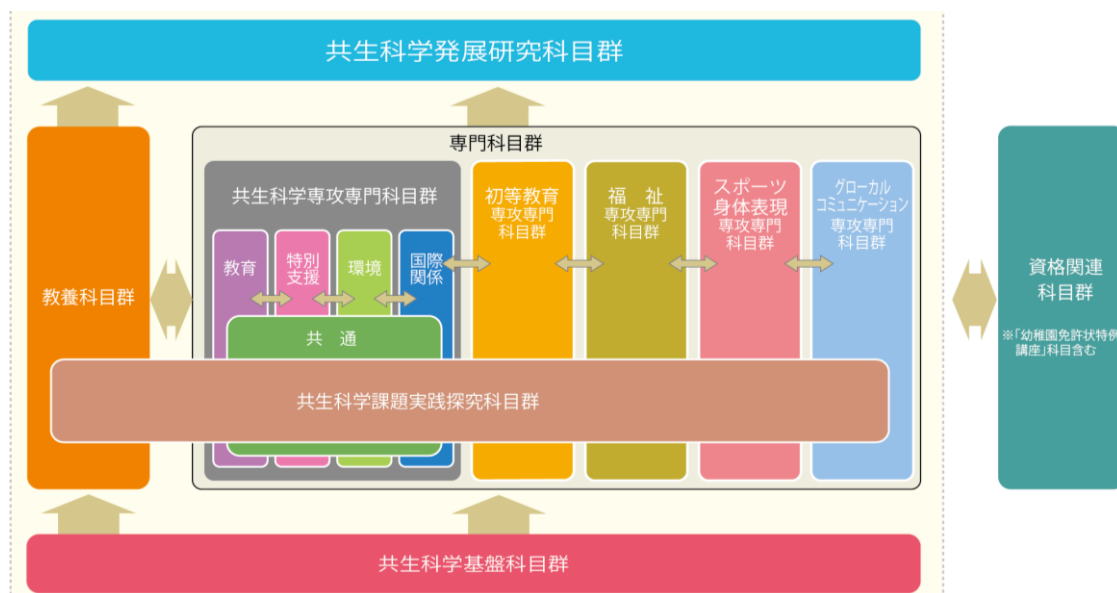
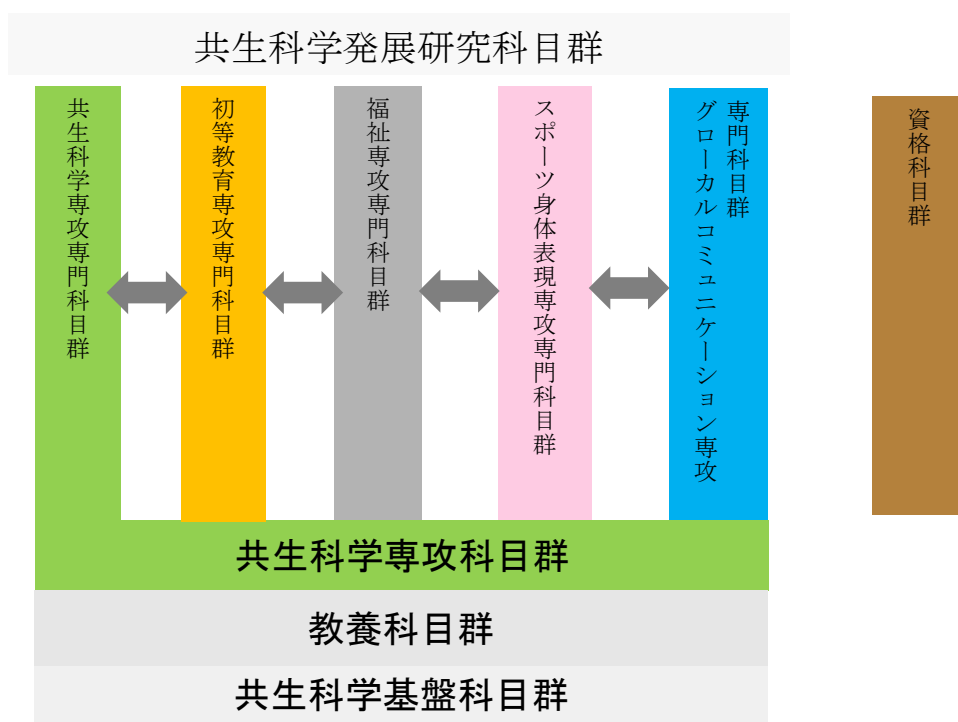


図 2



②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

【共生科学専攻】

本来、科学とは、人間、自然及び社会を対象として、体系的、理論的、経験的に探究するものであり、人が生活していく上において、人と人、人と自然との共生をより深く研究・考察すべきものである。また、本学の「建学の精神」である「社会に必要とされることを創造し、常に新たな道を切り開き、それを成し遂げる」ことを具現化するために、この学問分野を「共生科学」と称し、この共生科学についての教育研究を担う学科として共生科学科を設置した。

その中で共生科学専攻では、「共生」という基本概念を踏まえ、共生する社会の創造に貢献することを目的として、「共生」に関する学際及び複数の基礎分野と専門分野を横断する学芸を教授研究する。「共生」という理念で結ばれる特別支援教育を基盤とした全分野を横断する広い知力の育成、共生する心の耕作及び様々な問題を前向きに解決しようとする課題探求能力の育成を行う。

（２）教員養成の目標・計画

①大学

「建学の精神」を踏まえ、人と人、あるいは人と自然とが共生する社会の創造に貢献することを目的として、21世紀に適応する広い知力の育成、心の耕作、課題探求能力の育成を人材養成の主要な柱としており、本学が教職課程を設置する主旨は、それら人材養成を具現化することにある。

具体的には以下のような教員を養成することにある。

（１）21世紀に適応する広い知力を持った教員の養成

グローバル化・少子高齢化・高度情報化など、急速かつ複合的な変化を遂げる21世紀に適合することができる共生に関わる広い知力を育成する。

（２）共生する心を耕作することのできる教員の養成

「知の時代」といわれる21世紀に「知」にとどまることなく、広い教養と思考力や判断力を身につけ、共生の基盤となる人間性を涵養する。

（３）課題探求能力をもった教員の養成

情報・知識の入手が一層容易になるであろう21世紀には、これらを活用し、将来あるいは現在の問題点の解決に取り組む課題探求能力こそが、高等教育を受ける学生に強く求められると考え、「インターンシップ」「ボランティア活動」「課題研究」「共生研究」「卒業論文」といった科目を設定すると同時に、他の科目においても課題設定のあり方を工夫するなど、学生が課題探求能力を身につけることを追求する。

（４）発達障害児等を指導する能力を持った教員の養成

特別支援教育において、LD、ADHDなどの見えにくい困難に関する専門的な知識・技能を有する教員は極めて少数であり、その養成が急務となっている。このような現状に鑑み、適切な教育指導をするための知識・技能を修得した教員を養成する。

本学の教員養成に対する理念は、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）」において示された以下の「これからの時代の教員に求められる資質能力」に合致すると考えている。

- ・これまで教員として不易とされてきた資質能力に加え、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や情報を適切に収集・選択し活用する能力や知識を有機的に結びつけ構造化する力などが必要である。
- ・アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、道徳教育の充実、小学校における外国語教育の早期化・教科化、ICTの活用、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応などの新たな課題に対応できる力量を高めることが必要である。

- ・「チーム学校」の考えの下、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力の醸成が必要である。

（平成 27 年 12 月「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）」より）

これらを踏まえ、本学の教員養成は、共生科学科内の専門領域に応じた教職課程を設置し、日本の学校教育に共生の理念を取り込むことにより、教育課題に積極的に対応し、高い指導力をもつ教員を輩出していくとともに、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育を推進する役割を担っている。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

【共生科学専攻における教員養成の理念と養成したい教員像】

共生科学専攻では、「共生」という基本概念を踏まえ、社会的ニーズを理解し、それに応えることのできる人材を育成してきた。さらに、「中学校教諭免許状社会」「高等学校教諭免許状地理歴史」「高等学校教諭免許状公民」「特別支援学校教諭免許状（教育領域：知的障害者・肢体不自由者・病弱者）」という 4 つの教員免許状を取得することが可能となっているが、今回、「特別支援学校教諭免許状」に視覚障害者、聴覚障害者の教育領域を追加して「特別支援学校教諭免許状（教育領域：視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者）」の教員免許状を取得可能とすることで、特別支援教育に関して、より広く専門的な知識・経験をもって、校種、教科に関わらず、幅広い知見と支援力をもった教員育成を目指す。

なお、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成（答申）」において示された以下の記述からも、特別支援教育は校種、教科等にかかわらず全ての教員が備えるべき知識・技能であると考ええる。

- ・既に令和 3 年答申をはじめ過去の中央教育審議会の答申等でも示しているように、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、小・中・高等学校の通常学級に在籍しながら通級による指導を受けている児童生徒は増加している。
- ・学校教育の現場において特別支援教育の充実が大きな課題となっているところであり、理論と実践の往還を重視した教職課程へと転換を図っていくに当たっては、教師を志す学生の現場経験の機会を充実させていく中で特別支援教育に関わる機会を適切に組み込んでいくことが重要である。（令和 4 年 12 月 19 日「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成（答申）」）

共生社会の実現に向けて、特別支援学校の領域ごとの児童・生徒の特性や教育的ニーズを一人一人把握・理解し、教育現場で生かせる知見を備えることは必要不可欠である。

このような背景から、本専攻では「特別支援学校教諭免許状（教育領域：視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者）」の教職課程を置き、共生に係る横断的な知識や経験をもって学習指導、児童・生徒の学習支援を行うことのできる教員の養成を目的としている。

（3）認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

共生科学専攻

【特別支援学校（教育領域：視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者）教職課程の設置趣旨】

共生科学専攻では、本学の共生の理念を基盤に、本学の養成すべき教員人材像の（ア）～

（エ）を踏まえた、特別支援学校教員に求められる、知的障害者の障がいに応じた「個別最適な学び」への指導、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者の障害の状態や特性等を十分考慮し、障害の特性に応じた指導や自立活動を含めキャリア教育の充実を達成するために幅広い知識と専門性の高い技術・指導力をもった教員の養成を目指す。

また、本学の一学部一学科の特性を生かし、特別支援学校教員免許状の学修にとどまらず、福祉との関連性、他教員免許状の学修との関連性も広く学ぶことが可能であり、特別支援教員養成

に係る科目以外でも発達障害を理解する科目などが多く設置されている。共生科学科の人材養成像も踏まえ、共生科学専攻で養成する特別支援学校教員像としては以下のものとなる。

- (a) 学習指導要領に示される特別支援教育の目的を達成することの出来る教員
- (b) 共生社会の構築に寄与できる資質を持ち、それをもって次代を支える支援を必要とする幼児・児童・生徒の可能性を引き出せる教員
- (c) 特別支援教育に関する高度な知識と経験を活かすことのできる教員
- (d) 知識だけでなく、幼児・児童・生徒の自立を育むとともに、ICT等の知識をもってそれを活用することのできる教員
- (e) 5領域のすべての知識と経験に基づき、重複障害の幼児・児童・生徒の成長を促せる教員

これら教員の養成は、現代社会において必要であるとともに、令和3年1月25日に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告で示されている「特別支援教育を担う教師の専門性の向上」に寄与できるものである。

【共生科学専攻に「特別支援学校（教育領域：視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者）」教職課程を置く意義と必要性】

本学は、「特別支援学校教諭免許状（教育領域：知的障害者・肢体不自由者・病弱者）」の取得が可能であり、平成19年の開設から16年で約4,000名の学生が免許状を取得して教育現場でその知見を生かしているところである。特別ではない特別支援教育の実現はまさに共生科学専攻の意義と一致するところであり、昨今の教育政策の動向を踏まえつつ、共生科学専攻の社会的ニーズを未来につないでいくためにも「特別支援学校（教育領域：視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者）」教職課程を置く意義がある。

また、複数の種類の障害を併せ有する幼児、児童又は生徒への基礎的な知識を持つこと、そして、幼児、児童又は生徒にとって必要な支援は何かをアセスメントし、個別支援計画、指導計画に反映する技術は大切な専門性であり、これからの教員の資質・能力として必要不可欠だと考える。

本専攻では、今日まで、多様な在り方を相互に認め合い、全員参加型の社会の実現のためにも、共生する社会への貢献を目指した教育を世に問うてきた。そのような意味においても、「特別支援学校（教育領域：視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者）」教職課程を置き、これからも共生する社会への貢献を目指した教育を体現していく必要があり、使命であると考えます。

【通信制課程として構想する理由（共生科学部共生科学科）】

共生科学部共生科学科は通信教育課程のみであり、「特別支援学校（教育領域：視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者）」の教員免許状の取得を目指す学習者や特別支援教育に興味・関心がある学習者に対して、いつでも、どこでも学習機会の提供が可能である。

また、授業方法は「印刷教材等による授業」「面接授業」「多様なメディアを高度に利用して行う授業」または「これらを併用した授業」である。

共生科学科においては、基本となる知識等、印刷教材で学修可能な内容は「印刷教材等による授業」で行うとともに、学修の充実を図るため、原則的に、「面接授業」もしくは「多様なメディアを高度に利用した授業」を併用して行っている。これらの授業方法で行うことにより、全国に居住する学習者に対して学習機会を拡充するとともに、その教員養成における学修内容の充実を図っていく。

ちなみに、「印刷教材等による授業」では、教科書と学修指導書等により、自分のペースで学修を進めることができ、科目修得試験についても受験条件が整った段階でいつでも受験することができる。学修にあたっての疑問等は、学修指導書に記載の担当教員への連絡先から随時、質問・相談することが可能である。さらに、現在教材配信、学習管理等についてはLMS（学習管理システム）を利用して、担当教員が直接対応するとともに、LMSを利用して学生相互の交流も図るなど、通信制大学における学修の困難さを解消することを可能とした学習環境の提供を行っている。

「面接授業」についても、現在、「多様なメディアを高度に利用して行う授業」として、音声画像同時双方向のオンライン授業を土日、夜間、夏休みや冬休みを中心に実施することで学生の受講機会を確保し、他方で、大学キャンパスを含めて、全国5都市で対面授業も実施することで、学生の学習環境の選択肢を広げている。

以上のように、通信制課程ならではの学習機会・学習環境の工夫・整備を図ることを通して、本学科が目指す教員人材の養成を達成するとともに、通信制課程で学ぶ学生がもつ多様で専門的な経験等を教育の現場で活かすことができる教員の養成を実現することを構想している。

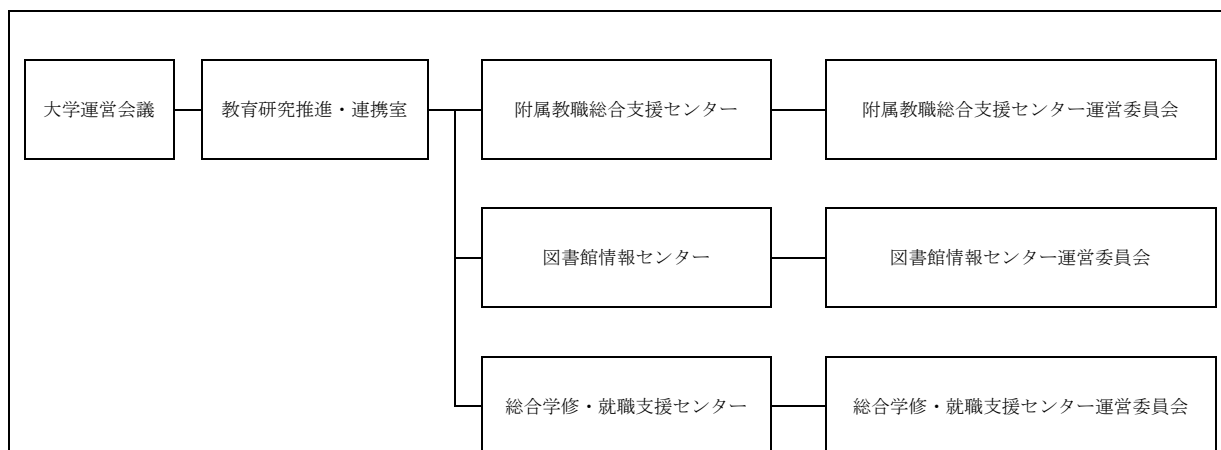
I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

組織名称：	附属教職総合支援センター
目的：	共生社会の創造に貢献する人材を輩出するという本学の教員養成の理念を実現するために、教職課程の整備充実を図るとともに、学内の全学的な支援・協力を得ながら教員養成を行うことを目的とする。
責任者：	センター長
構成員（役職・人数）：	附属教職総合支援センターは、教職課程に関わる専任教員及び事務職の教職課程担当者により構成され、運営のための組織として附属教職総合支援センター運営委員会を設置している。運営委員会には、教職センター長を置き、必要に応じ共生科学科各専攻で教職課程に関わる専任教員のうちから専攻別に若干名、大学院教育学研究科、教育実践研究科で教職課程に関わる専任教員のうちから若干名、教職関連科目の実習・演習担当教員の中から若干名及び事務担当職員を置くことができる。
運営方法：	附属教職総合支援センターは、次に掲げる業務を行う。 （1）教職課程のカリキュラムの編成及び研究開発に関すること。 （2）他大学等で修得した単位の認定に関すること。 （3）学生に対する教員免許の取得及び就職についての指導助言に関すること。 （4）学校、家庭及び地域社会の連携に関する調査研究。 （5）地域の教育実践の調査研究に関すること。 （6）教育委員会、地域教育機関及び教育現場との連携協力に関すること。 （7）教育実習・教職実践演習のプログラム開発と全学的な調整に関すること。 （8）その他教職課程の運営について必要な業務。 附属教職総合支援センターの管理運営に関する事項を審議するため、「附属教職総合支援センター運営委員会」を置く。運営委員会は毎月開催し、必要事項を教授会に諮問する。また、必要に応じ臨時で委員会を開催する。 （附属教職総合支援センター運営委員会） センター長及び教職員で構成し、附属教職総合支援センターの運営の基本方針に関すること、業務に関すること等を決定する。初等中等教育・特別支援教育における教員養成の科目内容の接続に関して審議する。また、教職課程登録学生に対しての指導に関して審議する。運営委員会は毎月開催し、必要事項を教授会に諮問する。また、必要に応じ臨時で委員会を開催する。

様式第7号イ

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図



Ⅱ. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

本学は通信制の課程のみ開設する学部であり、現職教員も多く学んでいる。ゆえに、教員免許授与権者である全国都道府県教育委員会とは教育職員検定制度運用を中心に、密接に個別に連絡を取り合っている。また、教育実習に際しては、教育実習校をはじめ実習校の所在する都道府県及び市区町村教育委員会とも必要に応じて個別に連絡を取り進めている。実習校とは附属教職総合支援センターで定められた書面上の運用にとどまらず、担当者間で密に連絡を取り合っている。

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

取組名称： 学校ボランティア

連携先との調整方法： 附属教職総合支援センターのもと、連携先と調整する

具体的な内容： 本学は、共生科学部共生科学科（通信制）であり、学生の自学自習が教育活動の基礎となる。教職課程設置の目的は、本学にて培った共生についての深奥な専門的知識・技能を学校教育を中心とした指導者として発揮し、共生教育による課題解決と共生社会の進展に貢献できる人材の養成にある。

この目的からして、教育の現場における体験活動は必要であると考え、学生の状況に応じて、附属教職総合支援センターを窓口として、学校ボランティアを実施し、教員としての実践力を高める。

Ⅲ. 教職指導の状況

《ガイダンスについて》

①教職課程ガイダンス（1年次）

毎年4月と10月に開催。以下3点が主なねらいである。

- ・星槎大学の「教員養成の理念」を理解し、教職に就くことの責任を自覚する。
- ・教職課程における履修から教員免許申請までの流れについて、その概要を理解する。
- ・在学中の学習計画を立て、学習上の努力と自己研鑽を積む心構えをする。

②教育実習内諾活動ガイダンス（教育実習実施希望前年度）

毎年4月、5月に開催。以下2点が主なねらいである。

- ・教育実習の意義と実習依頼時の心構え、マナーを確認する。
- ・教育実習実施に関する申請から履修要件等内諾を得るまでの流れを理解する。

③教育実習ガイダンス（教育実習実施年度）

毎年4月と5月に開催。以下3点が主なねらいである。

- ・教育実習の目的を考え確認する。
- ・教育実習の心構えを理解する。
- ・教育実習中の諸注意を確認する。

④介護等の体験ガイダンス（介護等の体験実施年度）

毎年4月に開催。介護等体験の目的や意義について確認するとともに、体験実施から終了までの基本的な流れを理解することを主なねらいとしている。

《教育実習実施申請および教職課程履修計画書の提出》

教育実習実施前年度の5月末までに行うよう指示をする。教職課程履修計画書については、教育実習履修要件科目が期日までに単位修得できるか内容を確認する。その際、必要に応じて指導をする。

《内諾活動事前面接について》

教育実習内諾活動ガイダンスと同時期に個別面接を行い、教員を志望する理由、園児・児童・生徒理解に関すること、教育実習実施にあたっての自己課題等について質問をし、教職に就くという姿勢、適性、態度を見定め、教育実習実施可能かどうかの判断材料のひとつとする。教育実習実施の可否についてはすぐに学生へフィードバックをし、今後の課題として生かせるよう指導をする。

《教育実習個別指導体制について》

教育実習の実習前・実習中・実習後の3つの時期に担当教員から個別に指導を受ける制度である。教育実習生が教員として必要な資質・能力をより一層高めていくことができるよう支援し、実りある教育実習を実施することができるよう導入したものである。教育実習生は、教育実習に関する不安や悩み、心構え、学習指導案の作成、教員採用試験等についてきめこまかな指導を受けることができる。この制度の運用にあたっては、通信制大学である本学の特色を活かして、学生一人ひとりの個別の状況をふまえたより効果的な指導の実現を目指している。

《履修指導・相談について》

教職総合支援センター運営委員会の把握している情報をもとに、本学の指導組織であるマンツーマン指導員（学生一人ひとりに担当として配置している本学専任教員）が、学生からの相談を受けるとともに、学生の履修状況も把握して（本学ではオンラインで学生の履修状況をリアルタイムで確認できる）、適切なアドバイスを行う。また、学生から提出された履修計画を確認し、学修状況の確認とアドバイスを行う。

《就職指導について》

教職総合支援センターは、学生の履修状況、教育実習における教員としての適性を含めた評価等の情報を共有し学生の進路指導に当たる。

また、毎年春と秋に教職総合支援センター主催の「教員採用試験対策講座」を行ない、合格へのサポートをしている。本講座は、教員採用試験を受験する学生が、受験の心構え・勉強法・知識・技能等を学び、合格するために必要な力を身に付けることを目的とする。

春講座は、直前の教員採用試験に向けての具体的な対策を重点的に展開する。秋講座は約10か月後の教員採用試験に向けて何を学修すべきかを重点にして展開する「スタート講座」として位置づけ、教員採用試験の情報および準備することを伝える。春講座、秋講座ともに合格者の体験談を聞いて参考にする。

様式第7号ウ

＜共生科学科共生科学専攻＞（認定課程：特別支援学校）

(1)各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	通年	特別支援教育の理念を理解し、障害のある幼児・児童・生徒に関わる教育の思想を理解する。 特別支援学校を巡る状況の変化や子どもの取り巻く生活環境の変化を踏まえた指導上の課題を理解する。 特別支援学校の教育目標を実現するための学級経営のあるべき姿を理解する。 各障害についての心理面、生理面及び病理面の特徴や相互作用について理解する。 観察や検査を通じて、各障害の特性を把握することを理解する。 家庭や医療機関等との連携の重要性について理解する。
2年次	通年	各障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえて、各教科等の教育の内容を選定し、必要な授業時数を定めて編成することを理解する。 各教科等の年間指導計画を踏まえ、実態に応じた個別の指導計画を作成することを理解する。 各障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえて指導目標を設定するとともに、各教科等の指導に必要な伝達の方法について、適切に選択・活用することについて理解する。 各障害の状態や特性及び心身の発達の段階に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた学習指導案を作成できるとともに、授業改善の視点を身につける。
3年次	通年	各障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえて、各教科等の教育の内容を選定し、必要な授業時数を定めて編成することを理解する。 各教科等の年間指導計画を踏まえ、実態に応じた個別の指導計画を作成することを理解する。 各障害の状態や特性及び心身の発達の段階を踏まえて指導目標を設定するとともに、各教科等の指導に必要な伝達の方法について、適切に選択・活用することについて理解する。 各障害の状態や特性及び心身の発達の段階に応じた自立活動及び自立活動の指導との関連を踏まえた学習指導案を作成できるとともに、授業改善の視点を身につける。
4年次	通年	幼児・児童・生徒の重複障害の状態や特性及び心身の発達の段階に応じた教育課程の編成の方法とカリキュラム・マネジメントの基本的な考えを理解する。 「重複障害者に関する教育課程の取扱い」の意義や各規定の適用を判断する際の基本的な考え方を理解する。
	集中	家庭や地域、医療、福祉機関等との連携、協力の重要性を理解し、関わるができる。 教育実習を振り返り自己の課題を認識し、その解決に向け特別支援教諭に必要な資質・能力を身につけようとする姿勢を持つことができる。

様式第7号ウ（特支）

<共生科学科共生科学専攻>（認定課程：特別支援学校教諭）（基礎免許状となる課程：中学校1種（社会）免許状）

（2）具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称				
		基礎となる教諭の免許状に関する履修カリキュラム			特別支援教諭免許状に関する履修カリキュラム	その他教職課程に関連のある科目
年次	時期	教育の基礎的理解に関する科目等	教科（領域）に関する専門的事項	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	特別支援教育に関する科目
1 年次	通年	教育原理	歴史概説Ⅰ		スポーツ（1）	特別支援教育論
		教職概論	地理概説Ⅰ		英語コミュニケーション（1）	発達障害教育総論
		教育課程論	法学			視覚障害の心理・生理・病理Ⅰ
			経済学			聴覚障害の心理・生理・病理Ⅰ
						知的障害の心理・生理・病理
						肢体不自由の心理・生理・病理
2 年次	通年	特別の支援を必要とする幼児・児童・生徒の理解	歴史概説Ⅱ		日本国憲法	病弱の心理・生理・病理
		道徳の理論・指導法（中等）	地理概説Ⅱ		スポーツ（2）	視覚障害教育指導法Ⅰ
		教育方法・技術論（聴覚通信技術の活用含む）（中等）	哲学・倫理学			聴覚障害教育指導法Ⅰ
			社会科公民科指導法Ⅰ			知的障害教育指導法
						肢体不自由教育指導法
						病弱教育指導法
3 年次	通年	教育経営・学校安全論	医療社会学	生涯学習論	情報処理	視覚障害の心理・生理・病理Ⅱ
		教育心理学	社会科公民科指導法Ⅱ			聴覚障害の心理・生理・病理Ⅱ
		総合的な学習の時間の指導法（中等）	社会科公民科指導法Ⅲ			視覚障害教育指導法Ⅱ
		特別活動の指導法（中等）				聴覚障害教育指導法Ⅱ
4 年次	通年	生徒・進路指導論（中等）	国際法			重複障害教育総論
		教育相談	環境倫理			発達障害の判定とその教育的対応Ⅰ
			社会科公民科指導法Ⅳ			
	集中	教育実習（中等）Ⅰ（1）				教育実習（特別支援）
	後期	教職実践演習（中等）				